

霧島市税条例の一部改正について

霧島市税条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月17日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市税条例の一部を改正する条例

霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号イ中「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改め、同項第3号中「及び金銭」を削る。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第34条の7第1項（第1号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号イ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が公布されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。